

横浜市立大学大学院生命医科学研究科生命医科学専攻  
ヒト検体取扱倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、横浜市立大学生命医科学研究科（以下「研究科」という。）において、ヒト検体を対象とした生命科学の研究（以下「研究」という。）を行う場合に、これ等の研究が生命倫理に基づいて適正に行われることを目的とする。

(研究の基本原則)

第2条 研究を行う者は次の各号に留意しなければならない。

- (1) 研究対象となる個人情報を保護すること。
- (2) 研究によって対象者及びその家族並びに血縁者への不利益及び危険性に十分配慮しなければならない。

(適用範囲)

第3条 この規程は、鶴見キャンパスにおける研究について適用する。

(研究責任者)

第4条 研究責任者とは、研究を遂行するとともに、その研究に係る業務を統括する者をいう。

- 2 研究責任者は、研究を行うときその研究に係る研究計画書兼倫理委員会審議申請書（第1号様式）を作成しなければならない。

(ヒト検体の取り扱いの原則)

第5条 研究責任者は、研究機関からヒト検体の提供をうけて、共同研究を行うときは、その提供機関の倫理委員会の承認を受けていること、又は提供機関に倫理委員会が設けられていないときは、提供機関の長の承認を得ていることを、文書で確認しなければならない。

- 2 研究責任者は、研究機関からヒト検体の提供を受け、共同研究を行わないときは、その提供機関の長又は責任者から承認を得ていることを、文書により確認しなければならない。

- 3 研究責任者は、提供を受けるヒト検体の匿名化が行われていることを確認しなければならない。

- 4 研究責任者は、ヒト検体の提供者からその検体の活用の中止又は返還を求められたときは、提供者の意向に従うものとする。

(ヒト検体の管理)

第6条 研究者は、ヒト検体の管理について「ヒト検体管理台帳」（第2号様式）に記載するとともに、適正に管理しなければならない。

(ヒト検体取扱倫理委員会)

第7条 第1条の目的を達成するために、研究科にヒト検体取扱倫理委員会（以下「倫理委員会」という。）を設置する。

(倫理委員会の組織)

第8条 倫理委員会は、研究科長が委嘱する次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 生命医科学研究科生命医科学専攻の教員 3名
- (2) 自然科学分野以外の教員または学識経験者 1名
- (3) 鶴見キャンパス担当係長 1名
- (4) その他研究科長が必要と認めた者 若干名

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 倫理委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により定める。

4 委員長は、倫理委員会を招集し、議長となる。

5 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(倫理委員会の開催)

第9条 倫理委員会は、半数以上の委員が出席し、かつ、第8条の第1項2号、又は3号に定める委員の出席がなければ開くことができない。

2 倫理委員会が必要と認めるときは、その審議する事案に関して専門的知識・経験を有する者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(倫理委員会の任務)

第10条 倫理委員会は、研究科で行われる研究において、倫理上の配慮を求められる次の事項について調査、審議する。

(1) ヒト検体を用いるゲノム・遺伝子解析研究「ゲノム・遺伝子解析研究に関する指針」  
(平成13年3月29日文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号、平成16年12月28日前面改定、平成17年6月29日一部改定に定める研究をいう。)の実施に関して、倫理委員会に申請のあった事項。

(2) ヒトES細胞「ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針」(平成13年9月23日文化振第746号に定める研究をいう。)又はヒト組織を培養する研究に関して、倫理委員会に申請のあった事項。

(3) 「ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律」(平成12年法律第146号)及び「特定胚の取扱いに関する指針」(平成13年文部科学省告示第173号)に定める研究の実施に関して、倫理委員会に申請のあった事項。

(4) その他、倫理委員会において審議を必要と認めた事項。

(倫理委員会の審議の方針)

第11条 倫理委員会の審議は、人間の尊厳及び人権の尊重に基づかなければならない。

2 倫理委員会は、第5条の規定を確認のうえ、審議を行わなければならない。

(申請及び審議)

第12条 研究責任者は、研究を行うときは所定の申請書(第1号様式)に必要事項を記載し、研究科長に当該研究の計画について、倫理上の調査及び審議を申請しなければならない。

2 研究科長は申請を受けたときは、倫理委員会に調査及び審議を諮問し、倫理委員会の意見を聞くものとする。

3 倫理委員会は、審議の申請者に委員会へ出席を求めて、審議内容の説明及び意見を聞くことができる。

(審議結果の通知)

第13条 研究科長は、倫理委員会の調査及び審議の終了後速やかに、倫理委員会の意見に基づき、別に定める倫理委員会審議結果通知書（第3号様式）をもって申請者にその結果を通知するものとする。

(守秘義務)

第14条 倫理委員会の委員は、その任務を果たす上で知り得た事項を他に漏らしてはならない。

2 前項の義務は、委員の職務を離れた後も同様とする。

附 則

この規程は、平成20年11月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(移行措置)

2 総合理学研究科生体超分子システム科学専攻及び国際総合科学研究科生体超分子科学専攻についても、本規程を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(移行措置)

2 国際総合科学研究科生体超分子科学専攻及び生命ナノシステム科学研究科生体超分子システム科学専攻についても、本規程を準用する。

第1号様式（第4条第2項）

研究計画書兼倫理委員会審議申請書

年 月 日

横浜市立大学生命医科学研究科長  
様

申請者（研究責任者）  
職名  
氏名 印

次の事項について審議を申請いたします。

1 申請課題

2 目的・概要

3 研究従事者名

所 属	職名	氏 名
所 属	職名	氏 名
所 属	職名	氏 名
所 属	職名	氏 名

4 他機関の共同研究者名

所 属	職名	氏 名
所 属	職名	氏 名

5 ヒト検体提供機関での手続き

- ・インフォームドコンセント : 有 無
- ・提供機関の倫理委員会申請書 : 有 無
- ・その他の証明書 : 有 無

6 実施場所

7 実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

第2号様式（第6条）

ヒト検体管理台帳

研究責任者  
所属・職・氏名

1 ヒト検体分類番号

2 研究機関等から提供を受けた日

年 月 日

3 研究機関等名

4 研究機関等の提供者の職・氏名

5 研究計画名

6 廃棄等処理年月日

年 月 日

第3号様式（第13条）

受付番号	
------	--

倫理委員会審議結果通知書

年 月 日

申請者（研究責任者）  
所属  
職・氏名 様

横浜市立大学生命医科学研究科長

先に申請のあった次の課題について、倫理委員会の審議結果に基づき次のとおり通知します。

1 申請課題

2 審議結果

許可 不許可

3 条件又は理由